

【GOOD JOB FITNESS あさか運動療法プラン利用ガイドライン】

本ガイドラインは、GOOD JOB FITNESS あさか(以下「当施設」といいます)における運動療法プラン(定期プラン及び各種チケット)の利用に関し、対象サービスのご契約者が、安全かつ効果的にサービスを受けられるための運用ルールを定めるものです。プラン会員及びチケット購入者は、本ガイドラインに同意のうえ、当該サービスを利用するものとします。

第1条【対象サービス】

本ガイドラインは、以下のサービスに適用されます。

●定期プラン(以下「プラン会員」といいます)

- ・運動療法月4回プラン
- ・運動療法月8回プラン
- ・上記いずれかとスタンダード会員プランを併用する複合プラン(利用規約第5条第6項に定めるとおり)

●単回利用チケットによる運動療法プログラムの利用

第2条【予約】

1. 運動療法プランは完全予約制とし、プラン会員は hacomono システムを通じて、プログラム開始時刻の60分前までに予約を完了するものとします。
2. 当日枠に空きがある場合、施設スタッフが個別に案内することがあります。

第3条【キャンセル】

1. 予約のキャンセルは、プログラム開催日の前日20時までに、hacomono システムを通じて手続きするものとします。
2. 上記期限を過ぎた場合、または無断キャンセルが発生した場合は、利用1回分としてカウントされます(プラン・チケット共通)。

第4条【月内利用回数及び有効期限】

1. 各プランにおける申込月分の利用可能回数は、申込日を基準として以下のとおり設定されます(いずれも日割り計算はされません)。詳細は利用規約第6条5項をご参照ください。

※括弧内は運動療法月8回プランの内容です。

- ・申込日が1日から8日の場合:月4回(8回)の利用が可能。
- ・申込日が9日から16日の場合:月3回(6回)の利用が可能。
- ・申込日が17日から24日の場合:月2回(4回)の利用が可能。
- ・申込日が25日から末日の場合:月1回(2回)の利用が可能。

2. 申込月分の利用可能回数は、申込月を含む 2 ヶ月間（例：4 月末申込→5 月末まで）を有効期限とし、期間内に消化してください。期間を超えての繰越利用はできません。

3. 翌月以降の利用可能回数（4 回/8 回）は、毎月 1 日に自動的に付与されますが、それぞれ付与月を含む 2 ヶ月間が有効期限となり、期間内に消化してください。

第 5 条【当施設都合による休止】

1. スタッフの急病、自然災害、その他やむを得ない事情による中止の場合、当該プログラムは利用回数としてカウントされません。
2. 原則として当月内に振替を実施し、困難な場合は翌月末までの間で調整を行うものとします。

第 6 条【複合プラン】

1. 運動療法プラン契約日から、スタンダード会員プランとの複合プランを申込可能です。
2. 複合プランは、運動療法プランの利用条件に準じて利用可能です。スタンダード会員分の利用料（1,078 円、税込）は一律加算され、日割り計算は適用されません。
3. 運動療法プラン契約後に複合プランへ変更する場合は、毎月 10 日までに hacomono システム上で申請してください。当該申請が完了した場合、翌月 1 日から複合プランが適用されます。

第 7 条【中途解約】

1. プランの解約を希望する場合、毎月 10 日までに hacomono システム上で所定の手続きを行うものとし、当該手続きは翌日より適用されます（利用規約第 8 条参照）。
2. 解約月における未使用分については、理由の如何を問わず返金いたしません。

第 8 条【健康状態の申告】

1. 運動療法の安全な実施のため、疾病の発症、体調不良、通院・入院等があった場合、速やかに施設スタッフにご申告ください。
2. 当施設が必要と判断した場合、医師の意見書や運動許可を示す書類の提出を求めることがあります。

第 9 条【ガイドラインの改定】

1. 本ガイドラインは、法令の改正、システムの変更、運用方針の見直し等により、予告なく改定されることがあります。
2. 改定内容は、施設掲示または hacomono 上にて告知され、告知をもって全会員に対して効力を生じるものとします。

【附則】

本ガイドラインは、2025年6月1日より施行します。

改訂履歴:2025年5月31日 初版策定

2025年6月22日 第6条改定(複合プラン初月利用可に伴う運用見直し)